

はたらく女性をめぐる情勢

はじめに

昨年夏の総選挙では、構造改革への国民の怒りと変革の願いが民主党政権を誕生させました。しかし、その期待を担って誕生した鳩山政権にはみごとに裏切られました。わずかに高校授業料無償化と母子加算復活はすすみましたが、普天間基地撤去の問題、労働者派遣法の改正問題、「政治とカネ」の問題など、ことごとく国民の願いを踏みにじり、ついに退陣しました。替わった菅政権も消費税増税・法人税減税を掲げ、国民の失望感は参議院選挙での結果に表されました。

構造改革でずたずたにされた雇用や暮らしを、安全で安心なものにして欲しいという願いはさまざまな形で変革を求める運動として続けられています。また、核兵器をなくして平和を実現したいという思いは、沖縄のたたかいや各地の9条をまもる運動などによってひろがっています。菅政権がすすめようとする消費税増税や衆議院比例定数削減などに反対する声も高まっています。

職場や地域に根を張ってこれらの運動に確信を持ってとりくんでゆきましょう。

1、憲法・平和・教育・男女平等をめぐる

(1)「基地はいらない」-安保条約50年の節目、密約問題もあきらかに

普天間基地移転問題をめぐって、沖縄県民や徳之島住民の島をあげての反対の世論が盛り上がりました。鳩山政権は、国外県外移転を政権公約にうたいながら、県内移転を表明（5月）し、米国と辺野古移転を約束する日米共同文書を発表して辞任しました。菅政権もそれを引き継ぐとしています。戦後、強制的に県民を立ち退かせてつくられたのが普天間の海兵隊基地です。日米安保条約50年の節目の年、いまだに他国の軍隊が駐留しているという異常な状況をなくし、基地の閉鎖・無条件撤去を求めていくことが必要です。

また、歴代政府が否定してきた沖縄返還をめぐっての密約問題も明らかになりました。沖縄返還に対して米艦船の核持ち込みを認めることや沖縄の基地を永久的に自由に使用することなどが密約されていたことが明らかになりました。国民と沖縄県民への裏切りともいえる許せない問題です。

(2)核兵器をなくそう—国際世論のうごき

オバマ大統領がプラハでは核兵器縮減を訴え、国連安保理で「核兵器のない世界をめざす決議」を全会一致で採択したことなど、世界は核兵器廃絶に向かって一歩ずつ動き出しました。5月にはニューヨークで核不拡散条約（NPT）再検討会議が開かれ、8月6日の広島平和式典にはバン国連事務総長や米駐日大使が始めて参列しました。広島市長の「広島宣言」のあるように米の核の傘から離脱して、「核のない世界」をもとめる国際世論の先頭に立つことこそ、被爆国日本に求められていることではないでしょうか。

(3)9条まもう、改憲許すな — 比例定数削減の危険

憲法をめぐるのは、国会での改憲発議を狙って強行成立させられた改憲手続法「国民投票法」が5月に施行されました。民主党は自衛隊での海外派兵を認める恣意的憲法解釈を狙っています。また、菅首相は衆議院80・参議院40の比例定数削減を取りまとめようとしています。民意を反映する比例定数が削減されれば、2大政党が国会を独占し少数政党や消費税反対・9条をまもる世論を排除し、憲法改悪に容易に道を開くこととなります。比例定数削減反対のとりくみを強めましょう。

私たちの粘り強い闘いと「9条の会」などの草の根の運動のひろがり、改憲発議にいたらせていないだけではなく、核廃絶と平和を願う世論のうねりをつくっています。私たちは、ピース署名や宣伝行動にとりくみ、母親連絡会など婦人団体とともに12/8赤紙行動や3/8国際婦人デーにも参加しました。「命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」をかかげた第44回岡山県母親大会（10月24日総社市）のとりくみ準備もすすめられています。

(4)子どもの貧困・戦争するための人づくりは、許さない

格差と貧困の広がり、子どもたちの学ぶ権利を奪っています。学費や経済的な問題で進学を断念する生徒は珍しくありません。学校統廃合や学区解体による矛盾も深刻です。高校授業料は2010年度より無償化されましたが、教科書や教材費・部活動費・交通費など保護者負担は家計に重くのしかかっています。奨学金の借金も深刻です。すべての子どもたちがお金の心配なく学べるよう教育の無償化が急がれます。

政府・文科省は、改悪教育基本法・教育改悪3法の具体化をおしすすめ、学習指導要領の改訂が行われましたが、今年は移行措置2年目です。小学校の教科書採択にあたっては、すべての教科書に「愛国心」が入れられるなど顕著になっています。学力テストや教員免許更新制など矛盾や問題点が吹き出しています。

「戦争するための人づくりを許さない」父母・国民と教職員の共同を力に運動を進めていきましょう。

(5)日本のジェンダー平等は、先進国最下位

男女共同参画会議は、総理大臣に答申を出しましたが、ジェンダー平等実現のためには「意識改革」だけではなく、実効ある制度改革こそ必要です。しかし、民主党政権下では、民法改正についても閣議決定すらできない状況があります。第3次計画策定にむけての意見の集中などにとりくみましょう。

日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は109カ国中57位であり、先進国中では最下位です。また、男女格差指数（GGGI）は、134カ国中101位（昨年のデータ精査下方修正）です。国連差別撤廃委員会は、雇用と意志決定参加における事実上の男女平等実現のために「暫定的特別措置の採用」「民法の差別規定の廃止」は、2年以内のフォローアップ項目としました。女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決とともに運動を強めてゆきましょう。

2. はたらく女性の実情、仕事と生活の両立を求めて

(1) ふえる非正規雇用 — 縮まらない男女賃金格差

2009年の女性雇用者数は、2,311万人となり（前年差1万人減7年ぶりの減）、雇用者総数に占める女性の割合は42.4%（過去最高）となりました。女性の雇用者全体に占める正社員の割合は46.7%で、女性は2人に1人以上が非正規雇用労働者（厚生労働省調査）という実態です。男女間の賃金格差（男性を100.0とした場合の女性の給与額）は、71.5（厚労省調査）で依然として格差は是正されていません。1時間あたりの平均所定内給与格差は、男性を100.0とした場合の短時間女性の給与額は49.1です。国税庁調査（平成20年分）によると、女性では年間給与額300万以下が、女性労働者全体の66.4%をしめています。就業形態や役職、勤続年数の違いが背景にあり、女性は半数以上が非正規労働者であり、女性管理職も少なく、係長相当職でも11.1%、部長相当職では3.1%と極めて低くなっています（平成21年厚労省）。貧困と格差の広がりはとりわけ女性の問題です。

(2) 派遣法の抜本改正を — 抜け穴だらけの「名ばかり改正」法案

労働者派遣法をめぐっては、与野民主党が自公政権時代の「名ばかり改正」法案の焼き直しを国会に提出しました。26業務や紹介派遣は例外とする常用雇用以外の派遣・製造業派遣を全面禁止、見なし雇用規定の創設などを盛り込む改正案が示されましたが、大きな抜け道も用意され、事前面接の解禁や3年雇用申し込み義務の撤廃など改悪内容も盛り込まれたものでした。実効ある改正をもとめる共同行動がとりくまれた結果、衆議院段階で継続審議になっています。今後のとりくみがさらに重要になっています。

(3) 健康不安、セクハラ・パワハラ — はたらく女性の実態

長時間過密労働、労働者を使い捨てにする政策のもと、相次ぐ「定数削減」・公務員削減やリストラ「合理化」による人員不足・成果主義賃金の導入などで、仕事量が増えて健康に不安を抱えながら働いています。メンタル不全の労働者も増加しています。「病気休暇が多く、自分も同僚もいつ倒れるかわからない」などの声が聞こえます。生理休暇の取得率も年々低くなっており、「母性保護」の学習を進めていくことも大切です。

セクハラやパワハラについては、県内においてもセクハラ裁判の勝利などもあり、その意識ととりくみは強められています。人事院がパンフレットを作成したり、官民による「仕事と家庭に調和の新合意」がだされたりしていますが、職場でセクハラ・パワハラの実態は、十分に改善されているとはいえません。非正規雇用の正規化や過酷な労働実態の改善をもとめるとともに、職場でセクハラ防止規定や相談機関の設置などの対策を要求し、人間としての尊厳を傷つけるセクハラ・パワハラをなくすとりくみが求められています。セクハラ・パワハラを許さない職場つくりと結婚や妊娠出産による不利益を禁止した改正均等法を職場に活かすとりくみの強化が求められています。

(4) 改正育児介護休業法がはじまったが — 育休取得率の減少

改正育児介護休業法が施行(2010,6月)されました。—子どもの看護休暇の改善、育児休業取得要件の緩和、介護のための短期の休暇制度など。厚生労働省調査(平成21年度)によると女性の育児休業取得率は85.6%で前年比より5%減少しました。これは、比較可能な1996年度以降はじめてのことです。経済情勢が悪化する中で育児休業をとらずに働いた女性が増えたことがその要因とみています。企業での育児休業等の整備率は上昇しています。

(育児休業—30人以上の事業所ではほぼ9割・育児のための短時間勤務制度の導入—約半数)しかし、過酷な働き方のなかで、出産退職や定年前退職が増えており、妊娠した女性労働者の離職率は相変わらず高いのが実態です。女性も男性も人間らしく働ける社会を確立してこそ、真の男女平等は実現します。雇用不安を解消し、仕事と生活の両立がはかられ、安心して妊娠・出産が出来、働く喜びや将来の希望が持てる働き方を確保するための政策推進が早急に求められます。

(5)子どもを儲けの対象に — 「子ども子育て新システム」の危険なねらい

保活とか保育難民といわれるほど保育所の待機児童の増加は大きな問題になっています。管内閣は、「子ども子育て新システム」の要綱を決定しましたが、現行の保育制度を解体するたいへんな問題を含んだ内容です。市町村が入園先や保育料の決定に責任を持つ現在の方式から利用者と園との直接契約(直接入所)方式への変更、財源を一元化してサービス提供する等です。保育を「市場化」し営利企業の儲けの場にし、保育への国の責任を投げ捨て地域格差を広げるものです。2013年度の本格実施をねらっていますが、断じて許してはなりません。

3、くらしや経済をめぐる

(1)ゆきづまる政治・経済・暮らし

1997年を転機に労働者の賃金総額は低下を続けています。非正規雇用の増加と正規労働者の年収低下によるものです。一方で、資本金10億円以上の大企業の内部留保はこの間大幅に増加(1998年143兆円→2008年241兆円へ増加)しています。大企業の規制や内部留保の社会的還元を求めてゆかなければなりません。

雇用をめぐるのは、6月の完全失業率が5.3%になるなど、悪化の一途をたどり、若者と女性にそのしわ寄せがきています。世界同時不況後、企業は生産・営業拠点のアジア移転を強めており、国内の労働市場の縮小さえ懸念されます。政府は、新成長戦略を閣議決定しましたが、具体策は乏しく展望はみえません。一方で、公務員人件費2割カットを掲げて国家公務員採用数の半減や賃金のカットなどすすめており、事態はますます深刻です。雇用不安と経済不安は、格差の拡大と非正規労働者の急増に繋がっており、貧困が社会問題化しています。賃金は上がらず、医療負担は増え、物価上昇で家計が強く圧迫されており、労働者・国民の生活は悪化しています。急速な円高は、これにさらに拍車をかけられており、農業、漁業、運輸・中小企業者の生活の悪化もはなはだしく、企業倒産はあとを

たちません。

政府が食料輸入自由化をすすめ、海外依存の政策をとり続けた結果、日本の食料自給率は39%と世界でもまれな低い比率です。今年の米価の低下は深刻で、国の打ち出した農家戸別保障制度も農家を救うものにはなっておらず、放棄された荒れた農地が広がるなど深刻な事態になっており、その対策は一刻の猶予もありません。口蹄疫対策などに置いてもその対策の不十分さはあきらかです。

(2)国民いじめの消費税の増税 — 大企業や金持ちは減税

経済団体連合会の求めに応じて、参議院選挙を前にして民主党菅内閣は、消費税増税と法人税の引き下げを打ち出しました。民主・自民・公明いずれも法人税減税とのセットで消費税の増税をふくむ税制の抜本改革を主張しました。みんなの党も同じく法人税を下げ3年後の消費税を含めて検討する方針です。現在でも「証券優遇税制」など大量の株を取得しての利益には特別に減税(20%→10%に)しています。大富豪への所得税の最高税率も引き下げられています。消費税増税分は大企業や大金持ちの減税分とほぼ同じです。弱者いじめの消費税増税を許さず、大もうけの資産家や大企業に応分の税金負担を求めましょう。私たちの広汎な国民の世論で消費税の増税を許さない運動をつよめましょう。

(3)安心して老後が暮らせる年金・医療に

「姥捨てやま制度」と国民の怒りをかっている後期高齢者医療制度については、即時廃止をうたっていたにもかかわらず、新政権は公約を踏みにじりました。新たに打ち出した制度では、65歳以上を別枠にするというもので、年齢差別と医療費抑制の仕組みを温存するものであり、国民の願いに反しています。医療費の3割窓口負担や高い保険料が暮らしを圧迫し、医療費が払えないため受診抑制が行われています。無年金者が100万人を超え、国民年金のみの受給者の平均は48000円にすぎません。「最低保障年金」の創設が求められています。また、子ども手当の創設に伴う扶養控除の廃止・縮小、配偶者控除などの廃止も打ち出されています。課税最低限度の引き上げや生活費非課税、応益負担の原則を確立する世論と運動を進めてゆきましょう。

4、岡山県の雇用・くらし・経済をめぐる

(1)県の財政再建の手法 — 職員の給与カットと人員削減

- ・「快適生活県おかやま」(2009年11月発表)には中身がない。

県は2010年度予算編成方針にあたって、財政構造改革大綱にそって、巨額の収支不足を解消するとした。予算編成にあたっては「快適生活県おかやま」を実現していくとして、予算要求額を6,617億円(前年比ほぼ100%)とし、その歳入は地方交付税と臨時財政対策債の発行(上積み50.6%増)によるものです。実質的な県税収は1,850億円と前年比で402億円の減収ですが、景気低迷に伴う国の地方財政対策で補填され、地方交付税が2,363億円(前年比で287億円増)増加したために歳入が確保されただけで、一般財源ベースの事業は減っています。不況による法人関係税は298億円(42.8%の落ち込み)で223億円の

減収です。県税収入全体では前年度比 17.8%減、2 年間で 7 割減（ピークは 2007 年の 954 億円）となっています。

・財政再建の手法は職員の給与カットと人員削減

岡山県は職員の給与カット（平均 7.4%、117 億円、2012 年度まで）と県遊休土地の売却によって 124 億円の収支不足を補ったとしていますが、臨時財政対策債の増発に残高が増え続ければ財政が再びその償還のために厳しくなるのは明らかです。また、2016 年度まで 10 億～40 億の収入不足が続くとされ、県有施設駐車場の有料化や後樂園等の高齢者の入園料免除廃止などで歳入を確保するとしていますが、このまま県民生活に直結する財政運営が続けば、地域経済への影響は避けられません。財政構造改革大綱によれば、今後とも県職員の削減が H24 年 4 月までに 1,233 人（5.1%）としています。景気対策と共に働く者の所得を増やす対策は生活と同時に県財政を再建する最重要課題であり、それなくして「快適生活県おかやま」の実現はありません。

(2). 県内の雇用情勢 — 女性パート労働者の増加(岡山労働局資料から)

・2010 年 4 月の有効求人倍率は 0.64 倍となり、前月を 0.02 ポイント上昇しました。新規求人数を前年同月と比較すると、建設業 5.4%減、卸小売業 14.9%減、サービス・娯楽業 10.1%減、他方、製造業 18.4%増、情報通信業 130.5%増、宿泊・飲食サービス業 32.2%増、医療・福祉 14.8%増など、全体として対前年同月比 10.3%増となり、2007 年 10 月以来 2 年 6 ヶ月ぶりに増加に転じました。前月と比較して有効求職者数が 41,967 人から 45,025 人と 3,058 人（7.28%）増加していますが、有効求人数が 26,614 人から 26,196 人と 418 人減少しています。

・岡山県の女性労働者の実情

平成 17 年の岡山県の雇用者総数は 775,750 人で、女性の雇用者は 335,149 人です。雇用総数に占める女性の割合は 43.2%とであり、調査ごとに増えています。平成 19 年のパート等労働者は 168,000 人の内、女性は 134,000（79.8%）です。また、女性雇用者 358,300 人中に占めるパート等労働者の割合は 37.3%です。雇用者中の占めるパート等労働者の割合の増加は、女性のパート等労働者の増加を示しています。

平成 20 年の岡山県の女性の平均勤続年数は 9.3 年と平成 19 年と比べ、0.5 年下降しています。男性と比較すると 4.2 年短い状況です。また、岡山県の男女の賃金格差についても、平成 20 年の岡山県の一般労働者の所定内月給与額は、男性 303.5 千円、女性 218.8 千円です。

・岡山県内の生活保護の実情

全国の生活保護者が 130 万人を超え、岡山県でも保護率は 10.2%と厳しい数字です。

(3)岡山の経済(岡山経済研究所より)

岡山県の経済は製造業を中心に持ち直しているものの、依然として景気は後退の状況を脱していません。中小企業は仕事が戻ってきたとはいえ、大手からの下請け単価の切り下げや減価割れの仕事をしながら、仕事を回すという厳しい状況から立ち直っていません。

2010 年 4 月度の岡山県総合政策局統計調査をみると、全体としては賃金・雇用指数が上

昇傾向になっています。建設業などは賃金の引き上げが見られますが、電器産業などは好調と言いながら、その利益が労働者の賃金に回っていません。景気不安から利益のため込み傾向が見られます。常用労働者数も1.2%減となりました。

県労会議女性部方針（案）

1. 核兵器なくそう・憲法改悪を許さないとりくみ

- ① 憲法改悪の動きを許さず、9条の会など平和を願う女性の共同を進めます。
2010年5月18日に施行された国民投票法に基づく改憲の発議を許さないためのとりくみを進めます。
- ② 憲法違反の「海外派兵恒久法」に反対します。
- ③ 核兵器の全面禁止、核廃絶にむけて女性の共同を広げ、非核3原則の堅持を求めます。
新しい国際署名「核兵器のない世界を」に積極的にとりくみます。
- ④ 世界中からテロと戦争をなくすために、国連憲章による「平和のルール」を導入することを求め、日米安保条約の即時破棄を求めます。米軍再編、自衛隊基地強化に反対し、日本原演習強化や超低空飛行に反対します。
- ⑤ 日本軍「慰安婦」に対する国による謝罪と補償を求めとりくみます。

2. 仕事も家庭も一人間らしく働くルールの確立を

(1) 男女平等・女性の地位向上の実現をもとめて

- ① 改正された男女雇用機会均等法の周知徹底や具体化を求め、職場の男女平等の実現を求めます。
- ② 妊娠・出産を理由とする解雇、不利益取り扱いの禁止を徹底させるための職場でのとりくみを強めます。あわせて、妊娠・出産に関する諸権利の啓蒙宣伝を行います。
- ③ 暴力やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントをなくし、女性の人権を守るため、女性団体との共同を強めながらとりくみます。
- ④ 男女平等社会の実現をめざし、自治体・行政・団体・組合などでの女性の参画をめざします。
- ⑤ CEDAW勧告に基づいて女性の管理職登用をすすめることや差別是正・男女平等を進めるための対策を県に求めます。バックラッシュを許さず、選択的夫婦別姓・再婚禁止期間の廃止など民法改正を求めます。
- ⑥ 昇任・昇格差別、育児・介護休業取得による不利益取り扱い、母性保護の権利行使ができない実態、家族手当・住宅手当などの男女差別の実態を明らかにし、男女賃金格差是正にとりくみます。

(2) 人間らしく働くルールの確立と母性保護

- ① 労働契約法制、労働時間法制の見直し、派遣労働の規制強化、日雇い派遣の禁止など労働者派遣法の改正を求めて運動を進め、正規雇用が当たり前の世論作りをめざします。
- ② 全国一律最低賃金制度を確立し、「最賃時給 1000 円以上」を女性の立場から強く求めてゆきます。
- ③ 時間外労働の上限規制をはじめ、労働時間短縮にとりくみます。看護師の2交替勤務の撤廃、交替制職場における夜勤回数制限強化を要求してゆきます。

- ④ 差別と分断を持ち込む成果主義賃金の導入に反対します。
- ⑤④ 労基法を改正し妊産婦の夜勤免除を禁止規定とすることや、産前産後休暇の延長を求めます。また産休・育休や夜勤免除の権利行使ができる人員増を求めます。
- ⑥④ 過労死・職業病・労働災害をなくし、いのちと健康を守るために、労働安全衛生法に基づく職場の労働安全衛生活動を重視します。メンタルヘルスの具体的な対策強化と改善を要求します。
- ⑦④ VDT 検診、婦人科検診を含めた定期健診の内容充実を求めます。利用しやすい婦人がん検診、骨密度検査の確立を求めます。

(3)パート・臨時・派遣労働者などの労働条件改善、均等待遇実現

- ① 改正パート労働法を活用し、有給休暇保障や大幅賃上げ、雇用の確保など労働条件の改善を求めます。
- ② ILOパート労働条約の批准を求めます。
- ③ 有期雇用はあくまでも一時的・臨時的なものに規制するよう求めます。
- ④ 違法派遣、偽装請負などを告発し、労働者のいのちと権利を守る労働法制への抜本改正を求めます。特に労働者を「物」扱いする日雇派遣はただちに禁止するよう、労働者派遣法の抜本改正を求めます。
- ⑤ 職場でのパート・臨時労働者などの均等待遇実現と、労働条件改善を進めます。パート労働者や公務職場での非常勤職員などの雇止めをやめさせるようとりくみます。
- ⑥ 各組織での、パート・臨時労働者、派遣労働者の交流となかまづくりを進めます。

(4)男女がともに家族的責任をはたすことができるように

- ① 全事業所でよりよい育児休業・介護休業(休暇)制度の確立にむけて、引き続き協約闘争を強化します。当面、改正された育児休業・介護休業法と省令・指針を活用し、事業主に取得にとまなう不利益是正やパート労働者・男性の取得を高めるよう環境整備を求めます。非正規労働者への適用拡大を求めてとりくみます。
- ② 公務職場で働く臨時・非常勤職員に育児・介護休業の適用を求めます。
- ③ 家族的責任のある労働者に対する時間外・休日・深夜労働の禁止・制限の条件の改善を進めます。また、本人の意に反する転勤、単身赴任や長距離通勤をやめさせるよう訴えます。

3、安心してくらせる社会の実現をめざして

- ① 消費税増税反対のとりくみを強めます。大企業に応分の負担を求め、増税反対・社会保障署名をとりくみます。
- ② 社会保障費の削減に反対し、教育関係予算の国庫補助削減や地方交付税の抑制に反対します。
- ③ 市場化テスト、指定管理者制度導入による、公的サービス低下に反対し、運動を進めます。

- ④ 公務員制度改悪を許さず労働基本権確立運動を進めます。政府・財界の意のままの公務員づくりをねらう「公務員制度改革」に反対します。
- ⑤ 地域医療の崩壊を許さず、安全・安心の医療体制を確立するために、医師・看護師などの大幅増員を実現するため、法改正を求め運動します。
- ⑥ 国民健康保険証の取り上げなど国民健康保険の形骸化を許さず、国保保険料引き下げを求めます。
- ⑦ 後期高齢者医療制度の一刻も早い廃止を求めます。社会保障費の国庫負担増額による医療制度の拡充を求めます。
- ⑧ 介護保険料の引き上げに反対し、介護報酬引き上げをはじめとする介護労働者の待遇改善を求めます。
- ⑨ 安心・信頼できる年金制度確立のために、国庫負担を引き上げ、「月額7万円の最低保障年金制度」の実現、「女性が自立できる年金・個人単位の年金制度の確立」を求めます。公的責任によって年金記録問題を早期に解決するよう求めます。
- ⑩ 改悪教育基本法の具体化を許さず、政府・文部科学省が進める「戦争する人づくり」、競争と管理を強める「教育改革」に反対します。子どもが人間として大切にされる学校・教育・社会をめざし、憲法と子どもの権利条約が生かされる教育を求めます。
- ⑪ 国の責任による30人学級実施、義務教育費国庫負担制度の維持、国の負担率の復元、私学助成拡充などの教育条件整備を求めます。貧困と格差から子どもを守り、教育の無償化を求めます。
- ⑫ 政府が推し進める「規制緩和」による公的保育制度の縮小、公立保育所の民営化・民間委託に反対し、待機児童解消、子育て支援など住民要求の実現をめざします

4. 政治革新・地方政治の革新をめざして

- ① 政党支持・政治活動の自由を守り、投票権を行使するよう呼びかけます。国政選挙・地方選挙では、憲法を守り女性の要求実現を進める政治への転換をめざします。
- ② 小選挙区制や政党助成金制度の廃止、比例中心の選挙制度の確立、18歳選挙権の実現、選挙活動の自由の拡大、腐敗政治の一掃、企業団体献金の即時禁止などを求めます。

5. 女性部の組織強化のとりくみ

- ① 女性部役員会定期開催をめざし、学習・交流のとりくみを強めます。
- ② 他の女性団体・組合女性部と一致する要求・課題での共同行動をすすめます。
- ③ 女性部として、未組織の女性労働者の組織化を視野に入れたとりくみをすすめます。
- ④ 中央や県の母親大会、はたらく女性の集会、国際女性デーなどの成功にむけて積極的にとりくみます
- ⑤ 組合役員や各種大会代議員の女性比率が3分の1以上になるよう、女性部としても力を尽くします。

岡山県労働組合会議女性部規程

第一章 総則

第1条（名称）

この部は岡山県労働組合会議女性部（略称・県労会議女性部）と称し、県労会議規約第二十条に基づいて設置する。

第2条（組織の構成）

この部は県労会議に加盟している女性組織及びこれに準ずる組織で構成する。

第3条（目的）

この部は男女平等の実現、働く女性の利益・権利擁護、女性の経済的・社会的・政治的な地位向上のためにたたかい、県労会議の目標達成のための活動を推進することを目的とする。

第4条（事業）

この部は前条の目的を達成するために、須知の事業を行なう。

- (1) 女性の労働権確立、地位向上をはじめとする諸要求を実現するための活動
- (2) 女性部活動を進めるために必要な学習教育活動
- (3) 職場の民主化をはかる活動
- (4) 女性問題・女性労働者に関する資料蒐集および調査活動
- (5) 加盟組織相互の密接な提携ならびに援助
- (6) はば広い分野での女性の統一促進のために必要な活動
- (7) その他目的達成に必要な事業

第二章 機関

第5条（機関の種類）

女性部に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 運営委員会

第6条（大会）

- 1.大会はこの部の最高決議機関であって、各加盟組合選出の代議員並びに役員で構成し部長が招集する。
- 2.定期大会は毎年1回開催する。また、運営委員が必要と認めたときは、部長は臨時大会を開催しなければならない。
- 3.代議員数は別表①に基づき加盟組合ごとに選出する。
- 4.大会は規約の改廃、活動方針の決定、役員選出、その他必要な事項を行なう。

第7条（大会の成立要件）

大会は代議員数の過半数および構成女性組織の過半数の出席により成立する。

第8条（大会の議決）

議事は民主的討議に基づき一致点を追求し、多数決で決定する。

第9条（運営委員会）

- 1.運営委員会は執行機関であり、部長、副部長、事務局長、運営委員で構成し、大会の決定事項を執行し、大会に責任を持つ。
- 2.運営委員会は構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

第10条（役員）

女性部に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 部長 | 1名 |
| (2) 副部長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |

第11条（役員の任務）

- 1.部長はこの部を代表し、業務を統括する。
- 2.副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。
- 3.事務局長はこの部の業務を執行する。
- 4.事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
- 5.運営委員はこの部の業務を分担し任務を遂行する。

第12条（役員の選出と任期）

- 1.役員は大会において選出する。
- 2.役員の任期は定期大会から次の大会までとし、再任を妨げない。
- 3.役員に欠員が生じた場合には、その補充を運営委員会で行なうことができる。補充された役員の任期は前任者の残りの期間とする。
- 4.役員に立候補しようとするものは所属組合の推薦を受けなければならない。

第13条（会計）

この部の経費は県労会議予算より支出する。

第14条（付則）

この規程は1997年10月18日から施行する。

※1991年3月3日制定（結成大会）

※1997年10月18日一部改正（第7回定期大会）

別表①大会代議員選出基準

組織数	代議員数
1～ 49人	1人
50～ 99人	2人
100～ 199人	3人
200～ 499人	4人
500～ 999人	5人
1000～1999人	6人
2000人以上	7人